## 市街地大火の時代

失距離15町(1・6㎞)以上の大 明治維新までの265年間に、 3年の江戸開府から1868年の はよく知られている。特に江戸 考えれば当然である。 めたことは、江戸の市街地構造を この時に飛び火が延焼の主役を務 の規模をよく表現できるためだ。 焼するため、 ことが多く、風下方向に細長く延 風が長く続いた時に大火が起こる 江戸では冬、北西からの乾いた強 で大火の規模を表しているのは、 火が89件も起きている。焼失距離 め、特に大火が多かった。 貧弱な木造住宅が密集していたた 市で、中でも町人の暮らす下町は 江戸時代に大火が頻発したこと 人口一00万人を超える大都 焼失面積よりも火災 160 焼

このような都市構造は、

明治以

料で造るか、

又はふくこと」とし

第1365号)に、「屋根は不燃材交省の告示(平成12年建設省告示細な性能や仕様を定めるはずの国

なってしまう危険性を秘めている。が十分でない場合は市街地大火に

問題は、

建基法63条に基づき詳

か書いてないことだ。強風時に瓦

(**図1**)。 降もあまり改善されず、1868 年から太平洋戦争直前の1939 年までの72年間に、おおむね30 の戸以上燃えた火災は全国で32 3件、年平均4・5件もあった

策と法令飛び火による延焼防止対

抑制するために当該外壁又は軒裏すぐの時代に考えられた「防火構すぐの時代に考えられた「防火構すぐの時代に考えられた「防火構う」では、建築物の外壁又は軒裏う」では、建築物の外壁又は軒裏の構造を、「建築物の周囲においての構造を、「建築物の周囲においての構造を、「建築物の周囲においてが、建築を付いる。

る。 とされる性能」がなければならな 途 たしたが、大地震や津波で消防力 街地大火の撲滅に大きな役割を果 る場合は極めて有効で、戦後の市 の性能を規定していることにな は事実上、防火構造の建物の屋根 建物は防火構造なので、この規定 なっている。準防火地域の多くの 災を防ぐことを想定した規定に いとして、まさに今回のような火 発生を防止するために屋根に必要 した火の粉による建築物の火災の 造は、市街地における火災を想定 準防火地域内の建築物の屋根の構 構造には触れられていないが、 条8号)。 ここでは飛び火や屋根の を有すべきとしている(建基法) に必要とされる性能」 この構造は、 建基法63条に「防火地域又は 消防力が機能す (防火性能

## 住宅の構造特性からみる

発魚川の火災(F)

東京理科大学 総合研究院教授 小林恭-

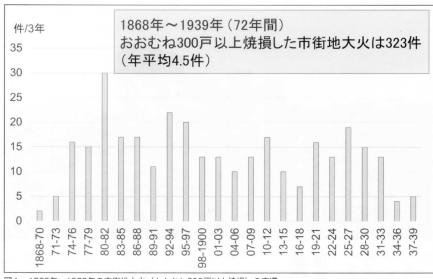
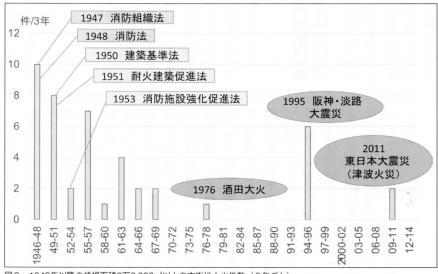


図1 1868年~1939年の市街地大火(おおむね300戸以上焼損)の変遷 (環境・災害・事故の辞典(丸善)より小林作成)



中に入って燃え出したりするのを

髪の毛に着火したり、首筋から背

襲による火災から身を守る「防空

今に残る防災頭巾

(戦時中は空

頭巾」といわれた)も、火の粉が

防ぐためにあのような構造になっ

ている。地震時の備えとしては、

ヘルメットより有効な地域もあり

図2 1946年以降の焼損面積3万3,000㎡以上の市街地大火件数 (3年ごと) (消防白書から小林作成)

そうだ。

条魚川の火災で飛び火による火 がった。大火が多かった時代には だった。大火が多かった時代には だった。大火が多かった時代には だった。大火が多かった時代には が識だったのに、大火がほとんど とには触れられていない。関西で難燃材料にすべき、などというこの粉が発炎しないように野地板をに漆喰で被覆するとか、入った火の隙間から火の粉が入らないよう

らの延焼防止に効果があったが、り、結果的に飛び火による屋根かいように野地板の上に土を載せていように野地板の上に土を載せては、強風により屋根が飛ばされな

は行われなくなっているようだ。被害が大きかったために、最近で地震に弱く、阪神・淡路大震災で

## 温故知新が必要



えて、現代にふさわしい市

いくことが必要だと思う。

昔の常識を思い起こすとと

大地震への備えとも合わせ、

消防力が十分期待できない

糸魚川の火災を教訓に、

はないか。

ということになるので 今なら防塵めがねも必 ということなので、強風下

の延焼火災から避難するに

直すべきではないか準防火地域戦略は見

る。その検討の最大のポイ 規模火災を二度と起こさな いようにするためにどうす 、きか、検討が始まってい 糸魚川の火災のような大

うことを、今回の火災で改めて実 しまった知識がいかに多いかとい

感した。

飛び火に目をやられた消防団員だ 今回の火災の負傷者の多くは、

ところにある 特別燃えやすい「木造住宅密集地 |準防火地域」だったのか、という (以下「木密地域」)」だったの 日本中に無数にある典型的な ントは、今回の焼失地域が

> 踏み込まざるを得ないだろう。 街地構造そのものの不燃化などに 域」であれば、再発防止策も、 の地域が、ごく普通の「準防火地 よいはずだ。だが、糸魚川市のあ 早急に解消しよう、ということで 対策もそういう劣悪な木密地域を られた)「準防火地域」で発生して て(市街地大火防止のために考え 規模延焼火災が、今回、よりによっ 40年間起こらなかった強風下の大 密地域で発生したのだとすれば、 しまった理由としても納得できる。 糸魚川の火災が運悪く特別な木 市

ろうか。 いうことが立証されたのではなか に市街地大火になってしまう、と とたび消防力が劣勢になれば容易 震や津波だけでなく強風でも、 いずれにしろ、今回の火災によ 準防火地域であっても、 大地

ドネシアの、それもスラム街くらい い。どんな貧しい国でも、密集市 フィリピン、バングラデシュ、イン が燃えてしまうのは、アジアでは 一度の火災で100戸以上の家屋 世界でもあまり聞いたことがな

> をとりにくいのは確かだが、一方 街地はレンガ造などにより不燃化 で、地震による大火を防ぐこと いっても過言ではない。 して大火を防ぐのが常識だからだ。 レンガ造で不燃都市」という戦略 日本は世界一の地震国なので 街づくりの最優先の課題と

年)に基づき、木密地域を重点的 神・淡路大震災後に制定された う卒業したらどうだろうか。 という市街地大火防止戦略は、 に改善していく方法もある。 備の促進に関する法律」(平成9 密集市街地における防災街区の整 準防火地域+防火木造+消防力 戦後の貧しい時代に考えられた

災を見て、改めてそう思う。 ていくべきではないか。糸魚川の火 戦略の一つとして積極的に取り上げ 「不燃都市の建設」を「国土強靱化 た市街地大火防止戦略を見直し、 いずれにしろ、準防火地域に頼っ

- 1) 東京大学・1881年 平野敏右ほか「環境・災害・ 山川健次郎「東京府火災録
- 2) 事故の事典」丸善・2001年